

「第4回ロジニケーション・ジャパンカップ」論題

「日本は、原則すべての学校に「学校会議」を設置すべきである。是か非か。」

- * ここでいう「学校」とは、学校教育法第1条に定められている「学校」のうち、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」を指す。
- * ここでいう「学校会議」とは、以下のものを指す。
 - 児童・生徒から3名、保護者から3名、教職員から3名の代表者計9名によって構成される。代表者は、会議ごとに改選することが認められる。ただし、保護者代表者には、児童・生徒代表者の保護者は含まれてはならないものとする。
 - 「学校会議」の会議は、「9名中6名以上の参加」かつ「各代表から1名以上の参加」によって、開くことができる。この要件を下回った会議は認められない。
 - 「学校会議」は、少なくとも半年に1度、定例会議を開く必要がある。
 - 各代表者は、「学校会議」にかける議題を提出することができる。
 - 「学校会議」では、協議の末に議決を採ることができる。議決は、代表者1人1票の投票用紙を用いた、秘密投票による多数決によって行われる。
 - 「学校会議」の議決の結果は、参考意見にとどまるものではなく、たとえば実際に校則を改正させるなどの拘束力を持つ。

※ なお論題中の「原則」という言葉は、肯定側から積極的に「例外」を設定することを促すためではなく、否定側から「一部の通信制学校や特別支援学校では成立しない / 弊害が大きい」といった論点が出されることを防ぐ目的で置いていることをご理解ください。

「学校会議」概要

日本政治教育センター代表理事 高橋亮平 2016

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/c6f15f54688cc5f0ae586270782ccfffb4cae518>

ドイツでは、学校ごとに学校会議（Schulkonferenz）を設置することが州の学校法に定められており、この意思決定機関のメンバーとして校長や教員、保護者、地域の方や弁護士などの専門家等に加えて中等教育段階では生徒代表も参加する。

「学校会議」は半年に1～2回の頻度で行われることが多く、その役割は多岐にわたり、学校規則、校内規則、授業時間や休憩時間の配列、教室の割り振りといった「学校生活や授業の組織編制」、通学路の安全、就学援助、校内事故防止の取組など「児童・生徒の保護」、学校パートナーシップ、林間学校の原則、企業見学や美術館見学、遠足といった「学校行事」などがある。

同様の仕組みはスウェーデンにもあり、学校の最高意思決定機関として学校協議会(School conference)・学校評議会(School board)と呼ばれる。

生徒がその意思決定プロセスに関与することもしばしばあるほか、大卒の協議については学校協議会や学校評議会で行われるが、細部については生徒と教員が教室の中で話し合うケースも多く、高等学校では授業内容について生徒とも協議することもある。

日本の実践事例

■ 長野県立辰野高校⁽ⁱ⁾

生徒（9名）・保護者（5名）・教員（3名）による「三者評議会」の設置。

<https://www.nagano-c.ed.jp/tatsukou/regional/sansya.html>

■ 滋賀県近江八幡市立島小学校⁽ⁱⁱ⁾

1999年にスタートする第1回協議会では、子どもの参加についての規約を提案し、子ども参加についての賛同を得る。

その後、2000年の第3回協議会で、体操服の変更についての協議に関する、体操服専門部会を子ども委員を募って設置し、三者協議を実施。

■ 高知県須崎市立横浪小学校⁽ⁱⁱ⁾

「開かれた学校づくり推進委員会」（1997年にスタート）

→ 学期に1回の開催

→ 構成員（児童会執行部5人、担当教員2名、校長、教頭、PTA代表、地域の人々4-5名）このうち、児童会では、毎回、4年生から6年生で意見を集約してから推進委員会に参加している。

→ 要求内容：. 学校施設の改善要求、通学路の交通安全の確保など。具体的には、体育館や旧校舎の改築要求や、交通速度違反の取締り要求や地域での野焼きの自粛要求などが出された。これらの要求は、委員会で取り上げられ、地域代表の委員の働きかけもあり、地域での人々の協力も取り付け、実現化している。

■ 長野県上田市立第六中学校⁽ⁱⁱ⁾

いじめ問題の対策委員会から派生して、生徒・保護者・教師の「意見交流会」

そこに地域住民を加えた「四者会議」が1999年から設置。

■ 岩手県盛岡市立北松園中学校⁽ⁱⁱ⁾

1996（平成8）年4月開校（167名の1年生、13名の教職員）

生徒・保護者・教師の三者の協議による「学校づくり」として位置付けられる。

■ 高知県安芸郡奈半利町立奈半利中学校⁽ⁱⁱ⁾

「三者会（生徒・保護者・教職員）」の取り組みは、1998年度（1999年2月）にスタートする。ただし、その後、保護者の参加が減少、生徒の要求も年々減少傾向といった課題もみられる。

■ 埼玉県越谷市立栄進中学校⁽ⁱⁱ⁾

三者協議会（子ども・父母・教師）が、1995年2月に発足する。

→協議会は決定権を持たないが、学校運営に生かすべく協議会での要求を職員会議で提案することとなる（例えば、朝部活後の軽食について）。

■ 香川県立志度高校⁽ⁱⁱⁱ⁾

2005（平成17）年の1月に最初の志度高校学校会議（以下、「学校会議」とする）が実施され、2005（平成17）年より、学期に1回実施された。最初の学校会議が開かれてから7年以上が経過したことになるが、あれから現在までの間、香川県内に学校会議のような取り組みが広がったわけでもなく、そればかりか、志度高校においても、学校会議の取り組みは縮小され、生徒からの提案もなくなり、話し合うだけの会議を年間1回実施するだけということになってしまったと聞く。

そのほか、海外だとドイツなどの「学校会議（Schulkonferenz / school conference）」、日本だと「三者評議会」などで検索すれば、事例研究ふくめ多数の文献を見つけることができます。

以上の出典・参考

(i) 香川大学 柳澤良明 2006

「学校経営研究における外国研究の実践的有用性——ドイツ学校経営研究にもとづく実践事例を素材として——」

(ii) 田代高章（2002）「『子どもの学校参加』の実践的課題—小・中学校場面に焦点化して—」『岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』Vol. 1, pp. 19-32.

(iii) 山本恵三（2013）「志度高校学校会議の取り組み—プロセスから結果へ、そして今再び、結果からプロセスへ—」『日本教育経営学会紀要』Vol. 55.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasea/55/0/55_KJ00009904054/_pdf/-char/ja

加藤一晃 (2024) 「生徒会活動を中心とした生徒の学校参加の系譜 — 教育方法、権利、学校改善 —」『名古屋芸術大学研究紀要』 Vol. 45, pp. 91-107.

<https://www.nua.ac.jp/research/files/pdf/c82cd055a136e596b71f8b842b301409.pdf>

このように日本の特別活動は海外から注目を集めるようになってきているが、他方で、むしろ日本の「遅れ」と見られるような実態もある。学校運営に対する、児童生徒の参加 についてである。表1は、OECD が実施する教員調査 TALIS から、日本の中学校において「学校運営チーム」に参加しているのは誰かをまとめたものである。TALIS における「学校運営チーム」とは、「学校が適切に機能するため、学習指導、資源の活用、カリキュラム、評価に関する意思決定や、その他の戦略営することについて 責任を有する学校内 されている。要するに、学校の意思決定 加しているのかを問うている。 結果を 校長・教頭、主任は調査対象校のすべて 方で、保護者や生徒はほとんどの学校で わかる。特に生徒が参加 している学校 181 校中、1校もなかった。 この結果 と特異である。図1は、この「学校運 参加する学校の割合を、調査参加国・地 ある。制度や文化の違いゆえに単純な比 が、諸外国では生徒の参加がある程度見 る。全く生徒の参加が見られない国・地 いる。日本の学校 は生徒に対して「閉じら

的意 思決定を主導・運 の集 団」であると説明 を行 う 組織に誰が参 見てみると、校長や副 で参加が見られる 一 参加していないことが は、調査対象となった は、海外の学校と比べ 営チ ャーム」に生徒が 域別 に算出したもので 較はできないであろう られるの は注目され 域は、日本をおいてな れ」ている。

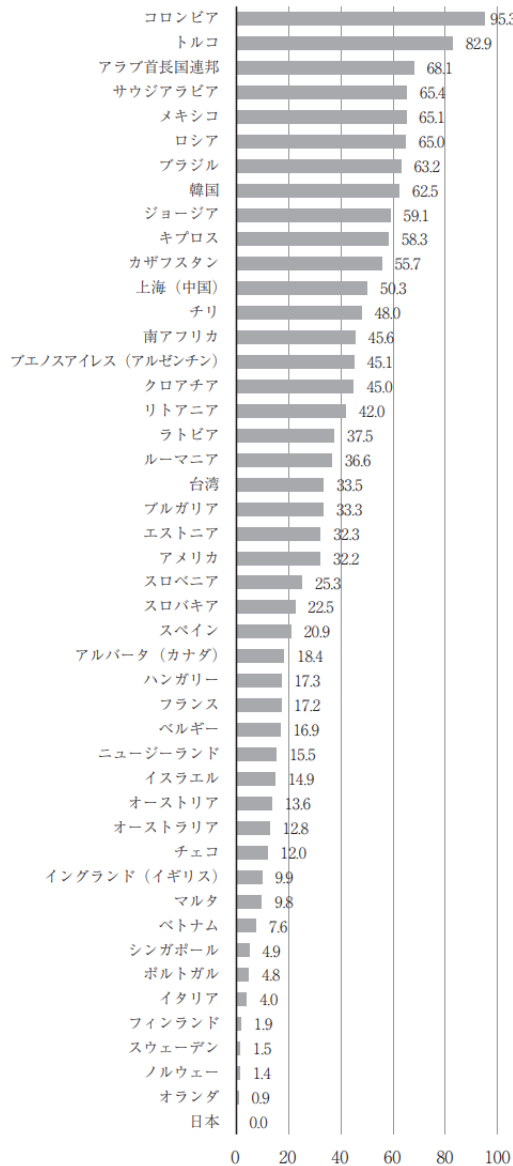


図1 学校運営チームへの生徒参加率 (%)

※ TALIS2018 中学校長調査個票データより作成。
「学校運営チーム」に生徒が参加する学校の割合。

生徒主導で難民受け入れ

柳澤良明 (2021) 「ドイツ民主主義教育における生徒参加の類型化に関する試案」

他の事例として、「しかし、生徒が考えを押し通すことがしばしばある。2015年に数多くの難民がドイツに押し寄せた際に、学校は難民の子どもたちを受け入れるべきであるということに決定的な貢献したのは生徒たちであった。厳密に言えば、学校には生徒を受け入れる余地はなかった、とオストホフは延べている。それにもかかわらず生徒代表は、各学級で1名ないしは2名の生徒を受け入れると述べた。『生徒たちは、難民のための特別クラスは受け入れたくないと考えていた。生徒たちは新しい仲間を始めから通常の学校生活に統合し、家族の亡命申請が承認された場合に、各学級にそのまま止まることができるようにしたいと考えていた』、すなわち、この方法は証明された、とオストホフは述べている」(Köhler 2018)とされるように、生徒たちの提案によって学校は方針を変え、難民の子どもたちを受け入れることとなった。

生徒主導で自主学習時間の導入が遅らされたりした。

柳澤良明 (2021) 「ドイツ民主主義教育における生徒参加の類型化に関する試案」

他にも次のような活動において共同決定が見られる。「たとえば今年度、第11学年生に学習期間 (Studienzeit) を導入するという別のケースでは、生徒代表はこれを拒否した。第11学年のクラスにいる生徒代表の1人であるシュテファンは『準備時間が短すぎ、提案はさらに練り上げられるべきであると我々は考える』と拒否の理由を挙げた。その後、教員は生徒代表と協力し提案を修正した。次年度の始めには導入されるはずである。そうすれば、11学年の生徒たちは毎日2時間、特定の課題に自主的に取り組む時間を持つことになる」(Köhler 2018)とされるように、授業方法に関するテーマも共同決定の対象となっている。

学校生活に関する事柄についても同様に共同決定が行われる。「生徒代表は毎週会合を開き、何をしなければならないか相談している。『我々は、独自の校則を持っており、多くのことを共同決定できる』とシュテファンはいう。現在、学校での新たな携帯電話に関する校則の制定が重要課題である。第10学年のマリアは、以前の校則は時代遅れになっており、『多くの生徒が守っていない』と述べている。これまで学校で携帯電話を使うことは禁止されていた。持ってきても構わないが、使うことは認められていなかった。生徒代表は校則を変えたいと思っていた。『我々は休み時間に携帯電話を使うことに賛成です』とマリアは言う。しかし、依然として授業中は携帯電話を使うことは禁止されている」(Köhler 2018)とされるように、校則も共同決定の対象となっている。

学校側の思惑が通るように学校経営者側が教員に圧力をかける

シュタットガルター 2023

<https://die-stadtgestalter.de/2023/12/11/fragwuerdige-methoden-der-schulaufsicht-um-eltern-lehrkraefte-und-schulen-auf-linie-zu-bringen/>

学校会議で、教師、保護者、場合によっては生徒が、例えば学校開発計画や OGS¹ 提供者の選定手順に同意しないなどの理由で、学校管理当局に都合の悪い決定をした場合、学校監督当局が介入し、法的根拠なしに学校会議の決定を覆そうとする。学校管理職には圧力がかけられている。学校会議が学校当局に有利な決定を下すようにしなければならないという圧力だ。さもなくば、学校管理職がきちんと保護者を管理下に置くことができていないという非難を受けることになる。

学校管理職が学校会議を説得し、学校当局に有利な議決をさせなければ、法的措置を取ると脅されている。学校の校長たちは、常に事務所に電話をかけられ、脅迫されている。

参加する保護者の関心や属性の偏り

筑波大学大学院 柳澤良明 1987

Der Kultusminister des Landes Nordrhein -Westfalen, “Erfahrungsbericht zum Schulmitwirkungsgesetz”, 1983

続いて、参加における問題点についてまとめられている。まず、父母の関心という点では、生徒の年齢が増すにつれて、父母の参加への関心が減退していくことが挙げられている。特に、中等教育段階Ⅱに至っては、父母の参加に対する関心は、ほとんど見られないという。つまり、父母のうちの大部分が与えられた参加の可能性を活用することに対して、必ずしも十分な関心を抱いていないのである。

また、父母は自分の子どもに関係する事柄にしか関心がないということが挙げられている。父母の関心の中心は、成績評価や進路など直接自分の子どもにかかわる事柄にあるのであって、学校全体にかかわる事柄への参加には、父母はあまり関心を示さないのである。

さらに、参加会議の構成員が社会階層の上位にいる父母に偏っているということも挙げられている。例えば、ギムナジウムでは選ばれた父母代表の中で大学教育を受けた者の占める割合は、60%にもものぼる。一方、基幹学校では、選ばれた父母代表のうちで労働者階層の占める割合は、わずか4%にしかすぎない。

子ども主導

笑下村塾 たかまつ 2023

ベルリン州当局の学校会議担当者マティッヒ・クローネ氏にインタビュー

<https://www.shoukasonjuku.com/post/schoolmeeting>

学校会議の開催頻度は、学校法により少なくとも年に4回と定められているが、状況によっては6～7回に増えることもあるという。学校法は2004年に施行されたが、それ以前にも校内のことは自分たちで決めたいという動きがあった。学校会議のような形式がすでに存在している事例があり、それが注目されて、法律化されたのだ。

学校内での自治が根付いているため、生徒の代表の選任も抜かりない。日本では、生徒会メンバーは先生の意図をくみ取るイメージだが、ドイツでは先生に批判的な生徒を選ぶ傾向にあるという。自分たちの意見が反映される

¹ OGSとは、「Organic Growth System」のことを指し、外部資源ではなく、内部資源（ヒト・モノ・カネ・仕組み・知識 etc.）を活用することで事業成長を図っていく仕組みです。

ことを第一に考えるため、代表決めは形骸化されない。

生徒たちから、会議に議題を持ち込むことも少なくないという。

「中学校以上で一番よく議題に上がるのは、携帯電話を学校に持ってきていいかということ。学習室の設置などもしばしばテーマになります。小学校だったら、遊び場グラウンドをこうしてほしいとか。印象に残っているのは、小2が提案した津波の被害者への募金活動です。手作りしたものを売って、売り上げを寄付しようという話になりました。他のクラスや学年にも広がり、最終的に学校全体として募金活動することが学校会議で決まりました」

生徒たちが提起した校則の変更は、数年かかる場合もあるという。携帯の持ち込みは、学校会議で3年間も議論を重ねて実現した。生徒たちが主体となり学校に関する物事を考え、最終的には大人がそれを信頼している様子が見えてくる。

教師の専門性との対立

国立教育研究所 板野慎二 2000

「ドイツの教育改革と学校参加」『比較教育学研究』Vol. 26.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jces1990/2000/26/2000_26_111/_pdf/-char/ja

こうした学校会議等の権限の拡大は、学校の個性化と結びつき学校経営サイクルにおける実施段階のみならず、学校会議が計画あるいは評価の段階にも関与する傾向を生みだしている。学校教育プログラムの作成や評価は学校会議の決定事項となる傾向にある。このことは学校の意思決定における民主化を促進することとなる。

しかしながら、関係者の利害が対立することもありうる。保護者や生徒の集団的学校参加が拡大するのに伴い、教員の教育専門性との摩擦を生じる可能性がある。例えばベルリン市では生徒の成績判定原則、校長の裁量に委ねられる支出への勧告、需用費の支出申請や裁量による支出への勧告といった事項は全体会議(教員会議)の決定事項であるが(学校体制法第14条)、学校会議の3分の2以上の多数決で変更することができる(同法第53条3項)。また、ニーダーザクセン州では全体会議でこうした内容を決定するが、保護者および生徒代表には棄権することのみが許され、反対を行うことはできない(第36条5項)。学校教育プログラムの策定についても、教員会議が原案を作成するが、最終決定は学校会議の権限に属する。学校の自律性が高まるほど学校会議の責任は重くなる。教員・保護者・生徒の利害を如何に調整するのかを今後模索することが必要である。

日本の事例研究：生徒の参加は教師の専門性を侵さないかも

帝京平成大学 藤田 2001

「開かれた学校づくりと教師の専門性」『日本教師教育学会年報』

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsste/10/0/10_48/_article/-char/ja/

日本の先駆的事例のリストアップ

香川大学 柳澤良明 2006

「学校経営研究における外国研究の実践的有用性——ドイツ学校経営研究にもとづく実践事例を素材として——」
日本における学校経営参加の実践として先駆的な位置づけにあるのは次の2つである。

第一に、1996年から始まった高知県の土佐の教育改革における関かれた学校づくり推進委員会の取り組みである。これは1997年度から高知県の小学校、中学校、高等学校において始められた取り組みであり、児童・生徒の代表も委員会の構成員となっている点が特徴的である。「特に、本県の特色としては、子どもの代表を委員として委嘱していることである」(松原 2000、165-167頁)と指摘されるように、この点に関かれた学校づくり推進委員会の独自性と先進性がある。

第二に、長野県立辰野高等学校(以下、辰野高校とする)での辰野高校三者協議会の実践である。辰野高校三者協議会は高知県での開かれた学校づくり推進委員会の取り組みに影響を受け、教員、生徒、父母の三者による合意形成の機関として1997年に立ち上げられた(宮下 2004、72頁)。その後、辰野高校三者協議会に影響を受け各地に三者協議会が生まれている。前述の関かれた学校づくり推進委員会は高知県全体での取り組みであり、こちらは一つの高等学校での取り組みである。しかしながら、辰野高校三者協議会は一つの高等学校での実践を越えた影響力を持っている。全国各地から毎回多数の傍聴者が来校し、その影響力はすでに各地へ及んでいる。筆者は2005年に辰野高校三者協議会を傍聴する機会を得た。このときも各地から傍聴者が来校しており、傍聴者が見守る中で活発な議論が展開された。

志度高校の学校会議の例：成果

香川大学 柳澤良明 2006

「学校経営研究における外国研究の実践的有用性——ドイツ学校経営研究にもとづく実践事例を素材として——」

第2回は2005年6月23日に開催された。第1回志度高校学校会議において出された2つの提案についてなされた教職員からの回答が示され変更を検討することが示された。とくに制服規定の改正については項自が夏服、合い服、冬服に分かれ、さらに冬服ではセーター、タイツ、マフラーにまで分かれており、この各々に対して教職員側から回答が示されるとともに、これらの回答に対する生徒側の対応も示された。生徒側の対応では合意する項目と合意しない項目とに分かれた。さらに教職員側からは志度高校教育ビジョンについての提案が出され、三者が協力して作り上げることで合意された。

第3回は2005年11月21日に開催された。議題は4つであった。第一は、第2回志度高校学校会議での保護者からの提案を受け、生徒側から指定鞆の廃止について補助鞆を指定鞆に格上げし、引き続き制定鞆の自由化について協議を続けるという提案が出された。しかし、教職員側から条件つきで自由化を認めるという提案が出され、条件つきの内容をめぐって議論が交わされた。第二に、第2回から引き続いてベスト・セーターについて議論が交わされた。ベストに関しては仕様変更で合意することが示され、セーターに関しては引き続き自由化を提案するとの回答が示された。第三に、携帯電話の校内持ち込みについての提案が出されたが継続審議となった。第四に、志度高校教育ビジョン更新について生徒側から意見書が出され、これについても継続審議となった。

⑤成果

志度高校学校会議が始まり、まだ1年も経過していない段階(2005年11月現在)ではあるが、すでに志度高校

で見られる変化として次の2点を指摘することができる。

第一に、志度高校学校会議は学校改善の契機として機能しているという点である。必ずしも学校内のすべてのテーマがここで論議されるわけではない。しかしながら、生徒に関わる事項はここで合意形成がなされなければならないこととなった。このことにより、管理職を始めとした教職員全体が好むと好まざるとに関わらず志度高校学校会議を意識せざるを得なくなっている。しかも、保護者代表もここで話し合われるテーマに関して保護者だけの会を持ち準備を重ねた上で志度高校学校会議に参加している。学校当事者は各々、志度高校学校会議で議論するために相当な時間と労力をかけている。その結果、ここで話し合われた結果はそれなりの重みを持ち、学校を変えていく契機となっている。時間と労力をかけて話し合われた分だけ学校には変化が生み出されており、いまや志度高校学校会議を軸として少しずつ学校改善が進み始めている。

第二に、生徒にさまざまな形で成長が見られるという点である。前述した志度高校学校会議の5つの目的について生徒会担当の教員は、「実施前は、①②の意味合いが大きいと考えていたが、実際に実施して感じたのは、①②はもちろんであるが、③④⑤といった生徒を育てるという側面で大きな効果が期待できる取り組みであるということであったJ(溝淵 2005、24頁)と指摘している。実施する中ではたしかに①②の菌での成果も見られる。しかしそれだけではなく、むしろ③④⑤などの生徒の成長に関わる成果が顕著に見られる。第一に、志度高校学校会議での生徒の議論の質である。生徒たちは十分な準備のもとに説得力を持った提案をしたり反論を行っており、回を追う毎に議論の質が上がっている。その背景には県内の高等学校に対してアンケートを行ったり、校内でも生徒全員にアンケートを行ったりという地道な活動がある。第二に、志度高校学校会議で話し合われているテーマについて日常生活の中で自主的に規律の徹底に取り組んでいる。たとえば制定靴の自由化を実現するために週番活動を行うことで教職員、保護者との信頼関係を深めるよう努力している。こうしたさまざまな取り組みを進める中で生徒たちは日々、成長している。

ドイツでは、生徒の学校経営参加において権利上の目的や意義だけではなく、教育上の目的や意義にも価値が置かれている。生徒の学校経営参加は民主主義の力を体験的に身につける格好の機会なのである。しかしながら日本とドイツでは法制度が大きく異なる。日本の学校では校長に最終的な決定権があるため、生徒の学校経営参加に権利上の目的や意義は見出しにくい。そのため、教育上の目的や意義により大きな価値が見出されることとなるのである。

志度高校の学校会議の例：課題

香川大学 柳澤良明 2006

「学校経営研究における外国研究の実践的有用性——ドイツ学校経営研究にもとづく実践事例を素材として——」

⑥課題

志度高校学校会議の課題としては以下の2点が挙げられる。

第一に、学校当事者全体での過程と成果の共有化である。志度高校学校会議に参加している学校当事者と参加していない学校当事者との間では会議を創り上げる過程とその成果に対する意識に差が見られることは否定できない。まずはこの意識の差を克服していくことである。各参加集団の代表として志度高校学校会議に参加している学校当事者は会議に参加することでその機能や可能性を認識し、志度高校学校会議の存在意義を認識することができる。また何らかの形で提案づくりに関わった学校当事者も同様に志度高校学校会議の存在意義を認識している。

しかしながら、志度高校学校会議に参加していない学校当事者あるいは傍聴していない学校当事者の場合には志

度高校学校会議の機能や可能性を認識することは難しく、その存在意義を認識することも難しい。これは生徒だけではなく教職員や父母にとっても同様である。各参加集団の代表はあくまでも各参加集団の意思を集約する存在である。代表制が代表制の意義を十分に発揮するためには、代表ではない大多数の学校当事者の関心のあり方や意思形成のプロセスでの積極的な関与が重要となる。これにより意思形成の質が左右されることになるのである。このため、各参加集団の学校当事者が会議までの過程や成果を共有化できる場をさらに多く持つことが求められる。

第二に、学級活動における担任教員の指導力向上である。これは第一の課題と密接に結びついている。過程や成果の共有化を実現するためには、各学級における生徒間での情報の共有化が重要であり、さらにいえば担任教員の意識が重要となる。まずは教職員自身が志度高校学校会議の存在意義を理解し、学級活動などにおいて生徒への適切な指導を行うことが、志度高校学校会議全体の質を高める上で重要となる。しかしながら、志度高校学校会議以前の問題として学級活動を指導する力量を十分に有していない教職員も増えてきているとの指摘もある。志度高校学校会議を活性化させるためにも、まずは教職員が学級活動を含めた特別活動の指導力を高めていかなければならない。

生徒による教員評価 → 学校議会で雇用継続を審議

恵泉女学園大学 岩佐玲子 2006

『『生徒による授業評価』の教育的意義——生徒参加による民主的市民性の育成』『恵泉女学園大学紀要』Vol. 18.
<https://core.ac.uk/download/pdf/236343976.pdf>

米国マサチューセッツ州にある私立学校、サドベリーバレースクール（The Sudbury Valley School）には4歳から19歳までの子供達約60名が学んでいる（7）。この学校では、毎年年度末が近づくと生徒による教師の投票日が設けられ、教員全員の1年間の働きに対して評価する。生徒の主体性を重んじるこの学校では、自分への厳しさは教師にも求められ、次年度もこの学校で仕事をするためには生徒の信任を受けなければならない。評価項目は以下の4項目であり、すべての生徒と教員がこの投票に参加することになっている。

- ①その先生がきちんと仕事をしたか How well does the person do his/her job?
- ②生徒（学校）にとって役に立つ人財か How useful do you think the person is to students at the school?
- ③学校行事に対して協力的だったか How well does the person help to manage the school's affairs?
- ④来年も雇いたいと思うか。思うとしたら週に何日間雇いたい。 Do you want the school meeting to hire the person next year? For those you mark "yes", circle the number of days each week you want him/her here?

以上のように、「投票」というのは、これら教師一人一人の仕事振りに関する3つの質問に答えただけで、来年度もこの人物に教師として働いて欲しいかどうかの項目に「YES」か「NO」で答える。するとこの投票結果の内容をもとに、次年度の教師の雇用が学校会議で議されるのである。生徒の投票の妥当性や信頼性について質問された一人の教師は、「確かに何人かの生徒は極端な反応をする場合があります。しかし、大多数の生徒はとても公平に教師を見ており、偏りのない目で投票していると確信している」と述べている。そこには生徒を対等な人間として尊重し信頼する姿勢が伺い取ることができる。

もっとも生徒による教員評価や投票は決してそのこと自体が目的なのではなく、究極の目的は生徒が責任というものを学ぶことにある。「評価が先生の職を奪うことになるかもしれない。」生徒の言動には具体的結果を伴う可能性がある。このような条件の下で生徒は「責任」を学び取る。すなわち、この学校の目的は、「学習が自己の動機、

自己管理、自己批判によって最善のかたちでもたらされるとの原則に基づき、コミュニティとしての教育環境を創設、維持するものであり、授業や学校をより良くすることが目的ではなく、それを実現させるまでの過程に生徒が責任をもってかかわることによって民主的な市民としてのあり方を体験から学び成長できるように援助することに本来の狙いがあるのである。そのために、個人としての意志と決断、行動力の基盤を養うと共に、社会の一員、コミュニティに責任を持つ個人としての体験を学校に入学した時から体験させながら「責任」というものを学ばせることを重視しているのである。

問題意識が薄れて時間が経つと生徒の参加意識は弱くなる

田沼朗（2015）「学校協議会のゆくえ」『身延山大学仏教学部』Vol. 16

長野県上田市立第六中学校の四者会議の例

<https://core.ac.uk/download/pdf/235171508.pdf>

四者会議は要綱によると学期ごとに開催され、そこに生徒会が行った全校生徒へのアンケートを基にして討論を行う。主なテーマは授業、部活動、校則、学校の施設・設備についてである。六中では、四者会議が開催されるごとに議事の要旨について「上田六中四者会議報告」が発行され、関係者に配布されている。筆者も、四者会議設置前後に六中に出向き関係者への聴き取り、四者会議の傍聴を行ってきた。四者会議の構成員は、保護者代表6名、地域代表数名、教職員代表4名と、生徒代表が最も多く、生徒が発言しやすく、生徒の意見を重視しようとする教育的配慮を感じた。実際の会議でも、先ほどのテーマについて関係者が率直に意見交換しているのが分かる。上田六中四者会議が発足して15年が経過した2014年度から、四者会議の持ち方を変え、新たな方向性を打ち出した。これまで、四者会議は、六中において各分野からの代表が集まって実施されてきた。それを地区ごとに実施することにしたというのであった。2014年度の四者会議のねらいにつて、以下のように説明された。「生まれ育った故郷とは、その人の心の支えであり、アイデンティティの中心であったりもする。・・・今地域に何ができるか？を、考えるきっかけとしたい」。

2014年度から四者会議担当となった伊東睦実教諭によれば、四者会議の持ち方は各分野の代表が議論するスタイルから全校生徒が一堂に会して議論するスタイルへ変わったという。ただし、**四者の代表がパネリストとなって議論するのをフロアーの生徒が茶化すようになり、四者会議の在り方を問い直す結果となった。**職員からは、**四者会議は荒れた学校を立て直すために立ち上げたのであって、今は落ち着いているし、生徒の参加意識も弱くなってきている、四者会議の持ち方を変えたらどうか、**という声が出たとのことであった。そして地区生徒会と四者会議を一体化することにしたとのことである(10)。畑田和政教諭によれば、六中の学区域の人々は地域が学校を支えるという伝統があり、職員も地域社会の意向を学校運営に生かしたいと思っているのだが、**自分の生活している地域に無関心な生徒が多いと感じられる。**そこで、六中身に地域のすばらしさを伝えたい、地域での中学生の役割を考え、行動を起こさせたい、との思いから地区ごとに四者会議を実施することとしたのであった。学校と地域社会との距離を少しでも縮めたいとの思いからであった(11)。